

太枠内すべてにチェックをして、申請書と一緒に提出してください。

### 住宅リフォーム助成事業補助金 提出チェックリスト

確認項目		チェック欄	
		申請者用	市確認用
申請書に記入漏れはないか(両面に記名・押印) また、鉛筆や消せるボールペンを使用していないか			
補助対象者である(①～②のいずれかに該当)※法人は対象外			
いずれかに チェック	① 下関市内の住宅を所有して居住している者		
	② 下関市内の空き家住宅を取得し、その住宅に居住しようとする者		
補助対象家屋に該当するか(①～②のいずれかに該当する市内の住宅等) ※賃貸住宅を除く			
いずれかに チェック	① 自ら所有して居住の用に供している建築物(店舗等の用途を兼ねる場合はその床面積が延べ床面積の2分の1未満であるもの)である		
	② おおむね年間を通じて使用されていない空き家住宅である		
以下の添付書類に漏れはないか(詳細は別紙提出書類一覧を参照) ※の書類は該当する場合のみ添付			
提出書類	改修に係る見積書の写し(内訳が記載されたもの)(業者名・代表者名・所在地を記載)		
	結果通知用封筒(送付先を記載し、切手を貼ったもの)		
	住宅等の平面図(改修箇所及び施工内容を記載したもの)		
	改修前の現地写真(家屋の全景、改修予定箇所全てを写したもの)		
	※ 確認済証の写し(建築確認が必要となる場合)		
	市内施工業者の資格を有することを証する書類の写し(登記簿謄本、住民票の写し等)		
	住宅に居住していることが分かる書類(住民票の写し、運転免許証の写し(表面・裏面)等)(居住者の場合)		
	住宅の所有者が分かる書類(①登記事項証明書、②固定資産課税台帳兼名寄帳、③固定資産税納税通知書(表紙と課税明細書)の写し等)※①～③のいずれか(居住者の場合)		
	※ 空き家住宅の取得が確認できる書類(売買契約書の写し等)(居住予定者の場合) 空き家住宅に居住予定の方は、上記、「居住確認資料」及び「登記事項証明書」に代えて、当該書類を提出してください。		
	空き家住宅に居住の場合		
改修箇所は、これまで国、県、市による補助等を受けていない(リフォーム・耐震補助等)			
施工業者は市内業者である(市内に本店・本社がある又は市内に1年以上居住)			
下関市税について、未納の額がない(滞納がない)			
改修工事の内容は別紙改修工事一覧に掲載されているものである			
改修工事に係る契約をしていない			
税抜き10万円以上の改修工事を実施する			

上記リストの内容について、すべて確認をしました。また、申込者多数の場合抽選により対象者が決定することに異議はありません。

令和 年 月 日

申請者氏名 \_\_\_\_\_